

「実用新案制度に関するアンケート」調査結果の概要

※注1：資本金1億円以上の法人を「大企業」とし、資本金1億円未満の法人を「中小企業」として区分した。

※注2：複数回答可の設問について示した数値には、その選択肢を挙げた回答数を、各区分（大企業、中小企業、個人）における全回答数で除した値を用いている。

●実用新案制度のメリットとデメリット（問3-1～2）

実用新案制度のメリットについて尋ねたところ（複数回答可）、大企業、中小企業においては、「早期に登録されること」を挙げた回答が最も多く、それぞれ28%、23%であった。個人においては「小発明でも権利が得られること」を挙げた回答が最も多く22%であり、次いで「早期に登録されること」が19%で多かった。

デメリットについて尋ねたところ（複数回答可）、大企業、中小企業、個人のいずれにおいても、「無審査なので権利が不安定であること」を挙げた回答（それぞれ35%、27%、23%）に次いで、「権利期間が短いこと」を挙げた回答（それぞれ22%、24%、20%）が多かった。

実用新案制度について改善する場合は、早期登録というメリットを活かしつつ、不安定な権利に対する懸念や権利期間等について考慮することが望ましいのではないかと。

●実用新案権による権利行使及び被権利行使（問3-3～6）

実用新案権を用いて「権利行使を行ったことがある」と回答した者は、大企業では7%、中小企業では4%、個人では4%であった。これに対し、「権利行使を受けたことがある」と回答した者は、中小企業では4%、個人では1%であるのに対し、大企業では16%と比較的多い。

権利行使に対して行った対応について尋ねたところ（複数回答可）、大企業においては、「訴訟とならずに和解した」という回答（32%）と、「技術評価書の提示がなかったため対応しなかった」という回答（23%）が、「訴訟になった」という回答（20%）を上回った。

実用新案権は、大企業に対しての権利行使が、中小企業や個人に対するものよりも多い傾向にあるが、権利行使に際して技術評価書の提示を義務づけていることから、権利濫用が一定程度防止され、訴訟に至らないで済むケースが多いのではないかと。

●審査請求料金改定の実用新案制度への影響（問3-7）

審査請求料金改定後、実用新案制度の利用を検討するか否かを尋ねたところ、大企業では「今後も利用を検討しない」と回答した者が81%で最も多かった。他方、中小企業では「今後利用を検討する」という者が45%で最も多く、個人においても「今後利用を検討する」という者が55%で最も多い。

中小企業や個人を中心に、審査請求料金の改定を契機に、特許出願していた技術について実用新案制度がなされる可能性が高いのではないかと。

●実用新案登録出願を行う場合（問3-8）

実用新案登録出願を行う場合（複数回答可）としては、大企業、中小企業、個人のいずれの区分においても、「特許出願する技術より水準の低い場合」、「製品のライフサイクルの短い技術である場合」、及び「早期権利化が必要な技術である場合」が、上位3つに挙げられている。

●実用新案技術評価請求（問3-9～11）

大企業、中小企業、個人のいずれの区分においても、「自己の実用新案登録出願又は実用新案権のうち評価請求を行うものが30%未満である」という回答が、大企業と中小企業では8割以上であり、個人においても6割を超える。そのうち、「全く評価請求を行わない」という回答も、各区分ともに過半数を占める。評価請求を行う時期（複数回答可）としては、個人については、「出願時」が61%で最も多かったが、大企業と中小企業は、「権利行使時」がそれぞれ45%、43%で最も多かった。技術評価を行う理由（複数回答可）については、大企業、中小企業、個人いずれも「権利行使するから」が最も多く、それぞれ60%、51%、61%であった。

特許出願の審査請求率（約50%）に対し、評価請求率が低いのは、特許出願の審査請求と異なり、真に権利行使が必要な場面まで評価請求しないことが一因になっていると考えられるのではないか。

●平成5年法改正の影響（問3-12～14）

旧実用新案制度を利用した理由（複数回答可）としては、大企業、中小企業、個人ともに、「特許出願する技術より水準の低い技術について利用した」という回答が、それぞれ43%、38%、50%であり、最も多かった。旧実用新案制度を利用していた技術の取扱いについて尋ねたところ（複数回答可）、「特許出願をしている」との回答が、大企業で72%、中小企業で37%、個人で34%であり、最も多かった。

新実用新案制度が利用されていない理由（複数回答可）としては、「無審査に起因した権利の安定性への不安」が、大企業で40%、中小企業で34%、個人で25%と、最も多く挙げられている。次いで、「権利期間の短いこと」が挙げられている（大企業で29%、中小企業で23%、個人で22%）。

平成5年法改正前において実用新案登録出願をしていた技術の多くについては特許出願されていると考えられる。その原因としては、無審査に起因した権利の安定性への不安や、権利期間が短いこと等が考えられる。

●特許制度と実用新案制度との併存（問4-1～2）

大企業では、「特許制度だけで十分」とする者が75%であった。その理由を尋ねたところ（複数回答可）、「二つの制度で技術を保護する必要性がない」という回答が42%で最も多かった。

他方、中小企業や個人では、「特許制度と実用新案制度の併存が必要」（「必要だが改善点あり」を含む。）という回答が多く、その割合は、中小企業で59%、個人では71%を占めた。

●実用新案制度において改善すべき点（問4-3）

実用新案制度の改善すべき点（複数回答）としては、「登録後の特許出願への変更」、「存続期間の延長」、「権利付与対象の拡大」を挙げる回答がそれぞれ20%程度であり、比較的多い。

特許制度との調整の在り方に関しては、「特許権と実用新案権の併存」を望む回答が、大企業、中小企業、個人のいずれにおいても最も少なく、「登録後に特許出願への変更ができること」や「特許取得までは実用新案権で保護すること」を望む回答が多かった。

●実用新案制度改善の在り方（問4-4～8 実用新案制度を改善すべきと答えた方が対象）

大企業や個人では、権利付与対象について、「拡大した方がよい」という回答と、「このままでよい」という回答がともに50%程度なされ同程度であったが、中小企業では、「このままでよ

い」という回答が37%であるのに対し、「拡大したほうがよい」という回答が55%であった。

「拡大したほうがよい」と回答した者においては、その程度に関し、「『物』全体まで拡大」という回答と、「特許制度と同じ範囲（『方法』を含む）」という回答が、ともに50%程度なされ、同程度であった。

存続期間については、「変えたほうがよい」という回答が大企業で64%、中小企業で66%、個人で83%であった。また、そのうち大企業で73%、中小企業で74%、個人で76%が、「出願から10年」にすることが適当と回答した。

訂正については、「このまま（請求項の削除のみ）でよい」という回答（大企業では23%、中小企業では22%、個人では11%）よりも、「訂正できる範囲を拡げてもよい」という回答（大企業では77%、中小企業では78%、個人では89%）が大きく上回った。「『請求の範囲の減縮』を認めてよい」という回答は、個人では14%であり比較的少ないが、大企業と中小企業では、それぞれ32%、24%であり比較的多かった。

●実用新案制度改正後の対応（問4-9~10）

大企業では、「改正後も実用新案制度を利用しない」という回答が59%で最も多い。他方、中小企業と個人では、「実用新案制度改正により実用新案の出願件数が増加する」という回答が、それぞれ45%、54%であり最も多い。実用新案制度改正後の特許出願件数については、大企業の23%、中小企業の21%、個人の37%が「減少する」と回答した。

実用新案制度の改正により、全体的に特許出願の件数が減少し、中小企業や個人を中心に実用新案登録出願の件数が増加すると考えられる。

「実用新案制度に関するアンケート」調査結果

●実施機関：(財) 知的財産研究所

●調査期間：平成15年7月25日～平成15年8月20日

●調査対象及び回答数

	発送数	回答数	回答率
日本知的財産協会正会員企業	834	398	48%
平成12年度ないし平成14年度「創造技術研究開発費補助金交付企業」 及び「地域活性化創造技術研究開発費補助金交付企業」	1681	283	17%
社団法人全国婦人発明協会会員	200	48	24%
社団法人婦人発明家協会会員	324	48	15%
計	3039	777	26%

●集計区分

A：資本金1億円以上の法人

B：資本金1億円未満の法人

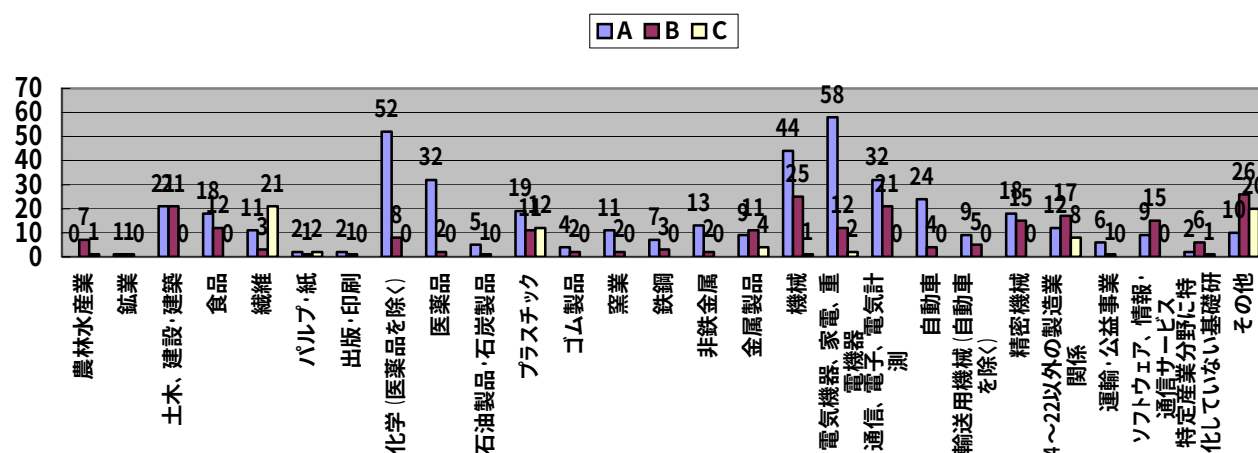
C：個人

1. 一般的事項

問1－1 技術分野

	A		B		C	
1 農林水産業	0	0%	7	3%	1	1%
2 鉱業	1	0%	1	0%	0	0%
3 土木、建設・建築	21	5%	21	9%	0	0%
4 食品	18	4%	12	5%	0	0%
5 繊維	11	3%	3	1%	21	29%
6 パルプ・紙	2	0%	1	0%	2	3%
7 出版・印刷	2	0%	1	0%	0	0%
8 化学（医薬品を除く）	52	12%	8	3%	0	0%
9 医薬品	32	7%	2	1%	0	0%
10 石油製品・石炭製品	5	1%	1	0%	0	0%
11 プラスチック	19	4%	11	5%	12	17%
12 ゴム製品	4	1%	2	1%	0	0%
13 窯業	11	3%	2	1%	0	0%
14 鉄鋼	7	2%	3	1%	0	0%
15 非鉄金属	13	3%	2	1%	0	0%
16 金属製品	9	2%	11	5%	4	6%
17 機械	44	10%	25	11%	1	1%
18 電気機器、家電、重電機器	58	13%	12	5%	2	3%
19 通信、電子、電気計測	32	7%	21	9%	0	0%
20 自動車	24	6%	4	2%	0	0%
21 輸送用機械（自動車を除く）	9	2%	5	2%	0	0%
22 精密機械	18	4%	15	6%	0	0%
23 4～22 以外の製造業関係	12	3%	17	7%	8	11%
24 運輸・公益事業	6	1%	1	0%	0	0%
25 ソフトウェア、情報・通信サービス	9	2%	15	6%	0	0%
26 特定産業分野に特化していない基礎研究	2	0%	6	3%	1	1%
27 その他	10	2%	26	11%	20	28%
(無回答)	2		7		24	
計	431	100%	235	100%	72	100%

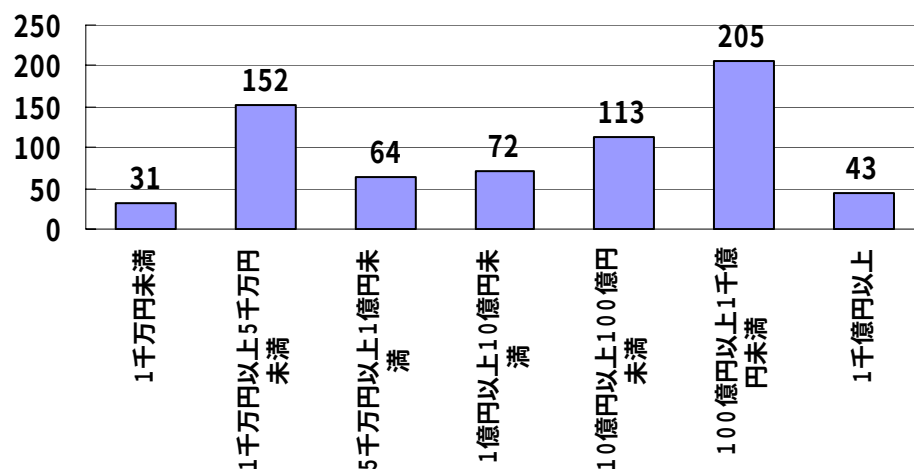
問1-1 業種(出願技術分野)



問1-2(a) 資本金

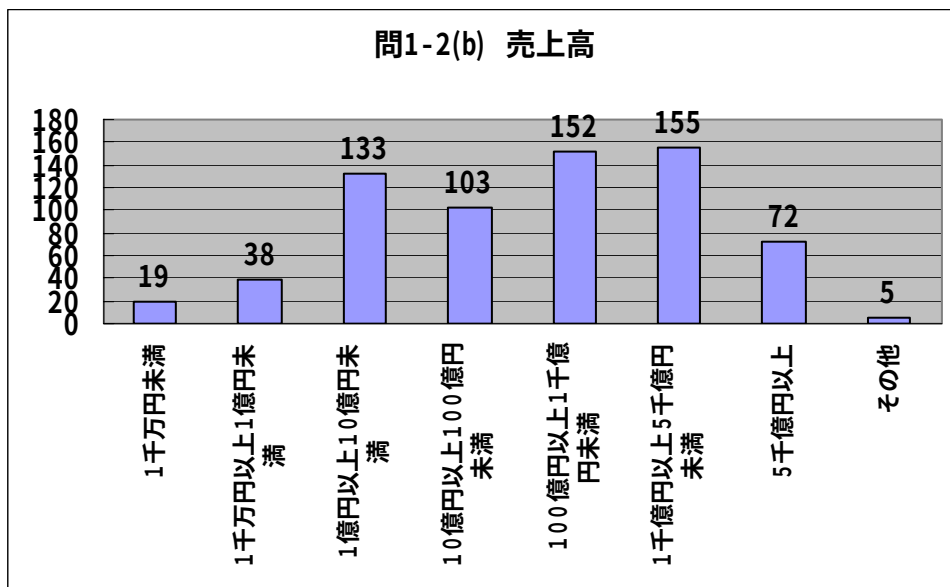
1	1千万円未満	31	5%
2	1千万円以上5千万円未満	152	22%
3	5千万円以上1億円未満	64	9%
4	1億円以上10億円未満	72	11%
5	10億円以上100億円未満	113	17%
6	100億円以上1千億円未満	205	30%
7	1千億円以上	43	6%
8	その他	0	0%
	(無回答)	97	
	計	680	100%

問1-2(a) 資本金



問1-2(b) 売上高

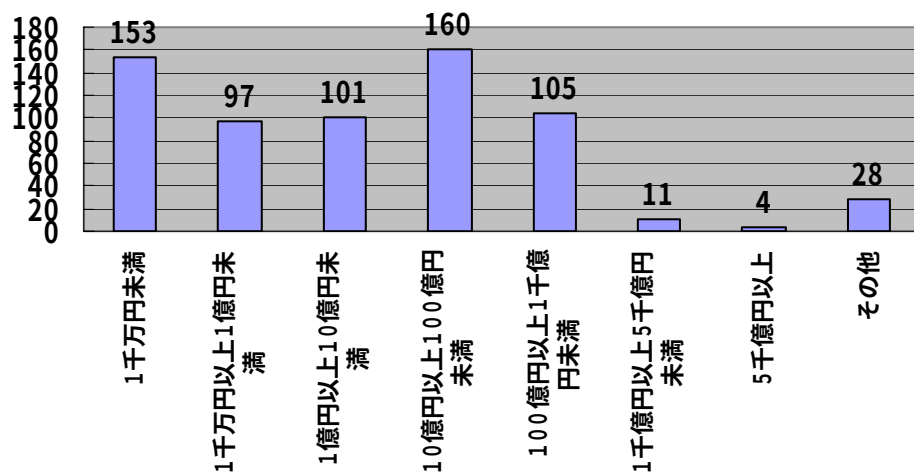
1	1千万円未満	19	3%
2	1千万円以上1億円未満	38	6%
3	1億円以上10億円未満	133	20%
4	10億円以上100億円未満	103	15%
5	100億円以上1千億円未満	152	22%
6	1千億円以上5千億円未満	155	23%
7	5千億円以上	72	11%
8	その他	5	1%
	(無回答)	100	
	計	677	100%



問1-2(c) 経常利益

1	1千万円未満	153	23%
2	1千万円以上1億円未満	97	15%
3	1億円以上10億円未満	101	15%
4	10億円以上100億円未満	160	24%
5	100億円以上1千億円未満	105	16%
6	1千億円以上5千億円未満	11	2%
7	5千億円以上	4	1%
8	その他	28	4%
	(無回答)	118	
	計	659	100%

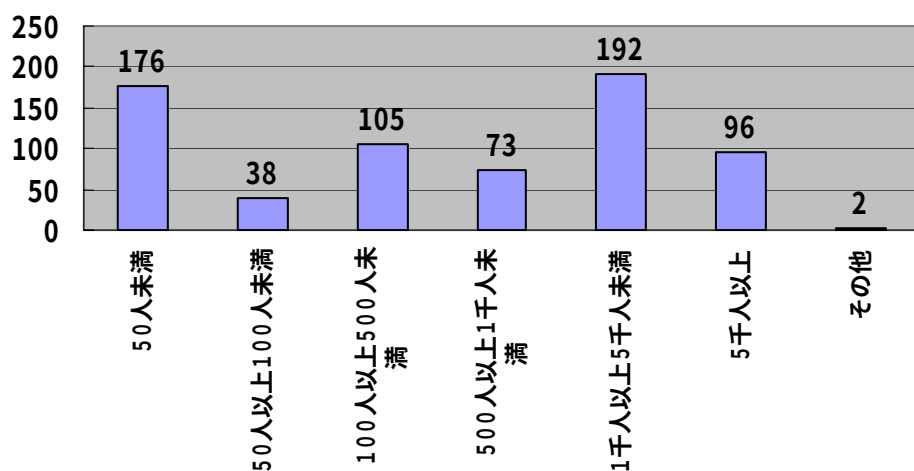
問1-2(c) 経常利益



問1-2(d) 従業員数

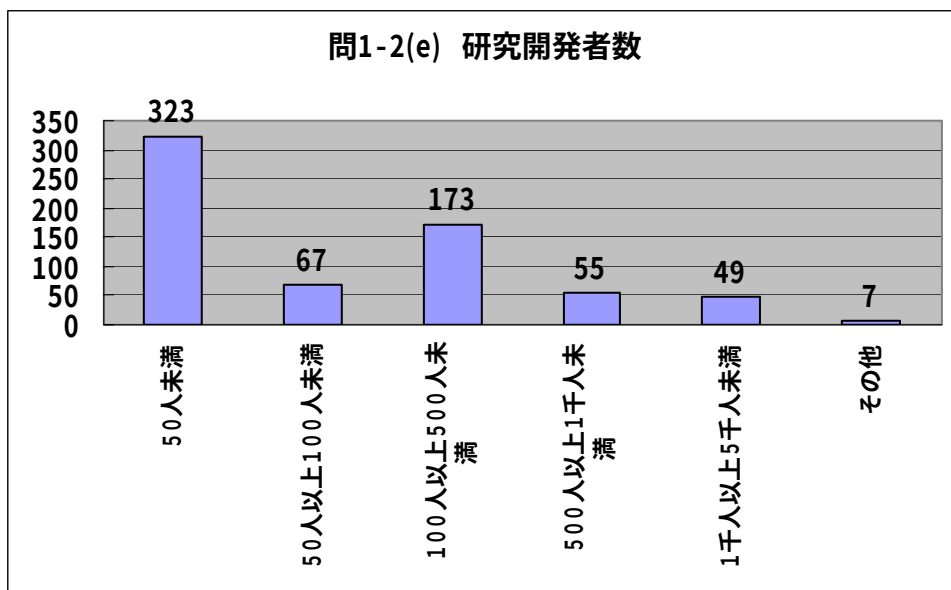
1	50人未満	176	26%
2	50人以上100人未満	38	6%
3	100人以上500人未満	105	15%
4	500人以上1千人未満	73	11%
5	1千人以上5千人未満	192	28%
6	5千人以上	96	14%
7	その他	2	0%
	(無回答)	95	
	計	682	100%

問1-2(d) 従業員数



問1-2(e) 研究開発者数

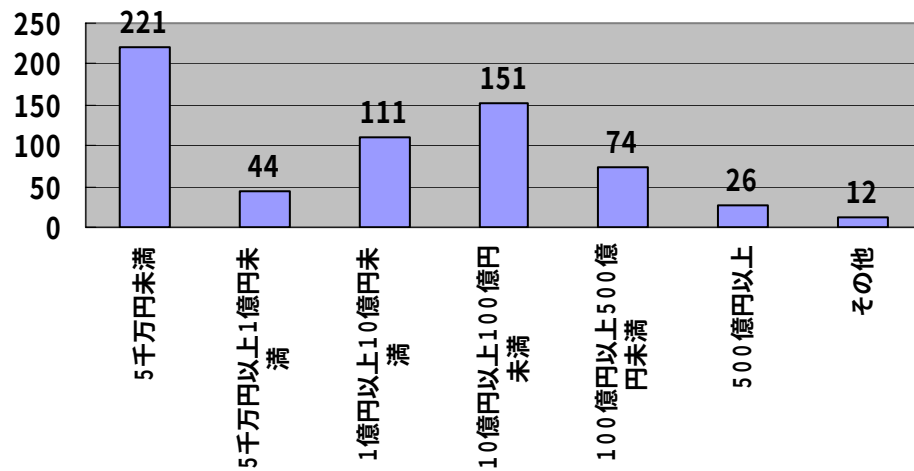
1	50人未満	323	48%
2	50人以上100人未満	67	10%
3	100人以上500人未満	173	26%
4	500人以上1千人未満	55	8%
5	1千人以上5千人未満	49	7%
6	その他	7	1%
	(無回答)	103	
	計	674	100%



問1-2(f) 研究開発費

1	5千万円未満	221	35%
2	5千万円以上1億円未満	44	7%
3	1億円以上10億円未満	111	17%
4	10億円以上100億円未満	151	24%
5	100億円以上500億円未満	74	12%
6	500億円以上	26	4%
	その他	12	2%
	(無回答)	138	
	計	639	100%

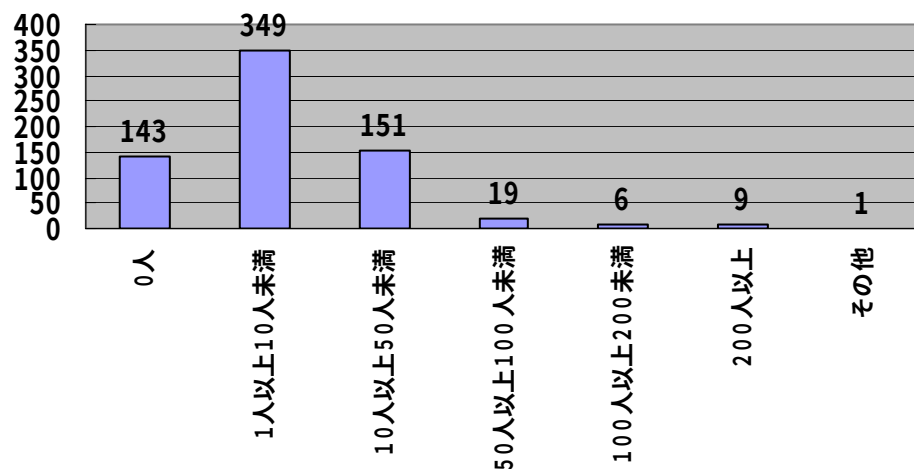
問1-2(f) 研究開発費



問1-2(g) 知的財産部門スタッフ数

1	0人	143	21%
2	1人以上10人未満	349	51%
3	10人以上50人未満	151	22%
4	50人以上100人未満	19	3%
5	100人以上200人未満	6	1%
6	200人以上	9	1%
7	その他	1	0%
	(無回答)	99	
	計	678	100%

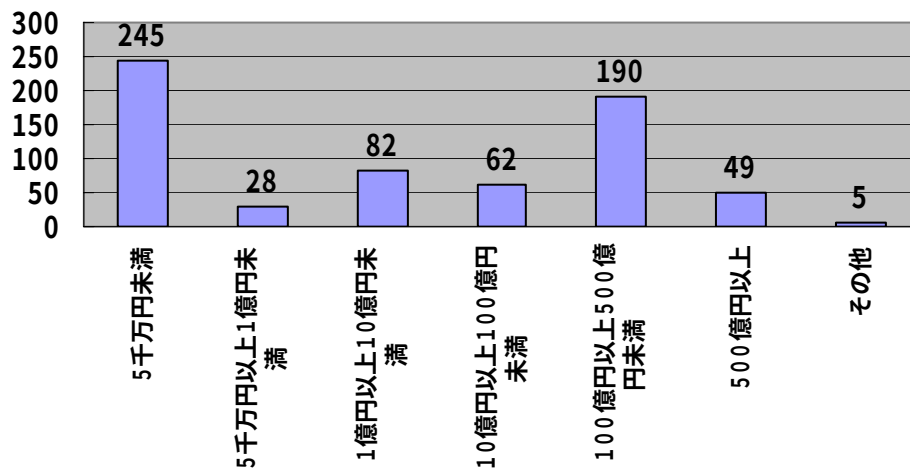
問1-2(g) 知的財産部門スタッフ数



問1-2(h) 知的財産管理費

1	5千万円未満	245	37%
2	5千万円以上1億円未満	28	4%
3	1億円以上10億円未満	82	12%
4	10億円以上100億円未満	62	9%
5	100億円以上500億円未満	190	29%
6	500億円以上	49	7%
7	その他	5	1%
	(無回答)	116	
	計	661	100%

問1-2(h) 知的財産管理費



2. 実用新案制度の利用状況について

問2-2 外国実用新案出願国 (回答数:16)

出願国	実用新案	特実併願	特許
中国	217	178	3452
台湾	26	11	1062
韓国	6	3	1122
ドイツ	1	1	12

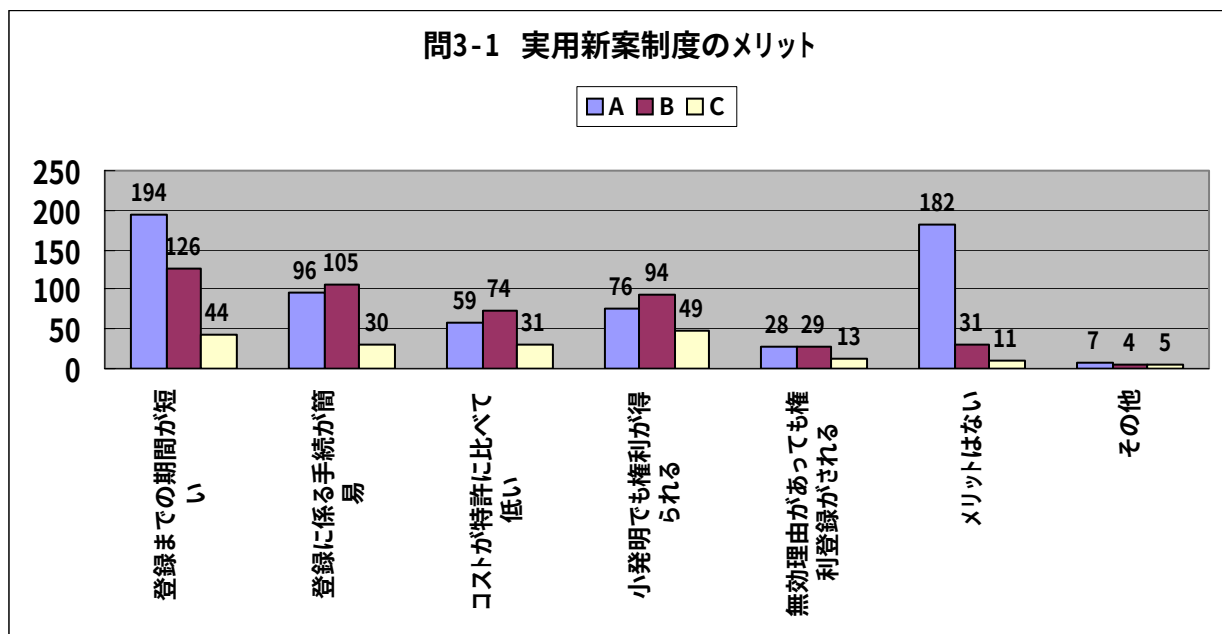
※特実併願:実用新案の出願件数のうち、同一発明を特許としても出願している件数

※数字は件数の合計値

3. 実用新案制度の利用について

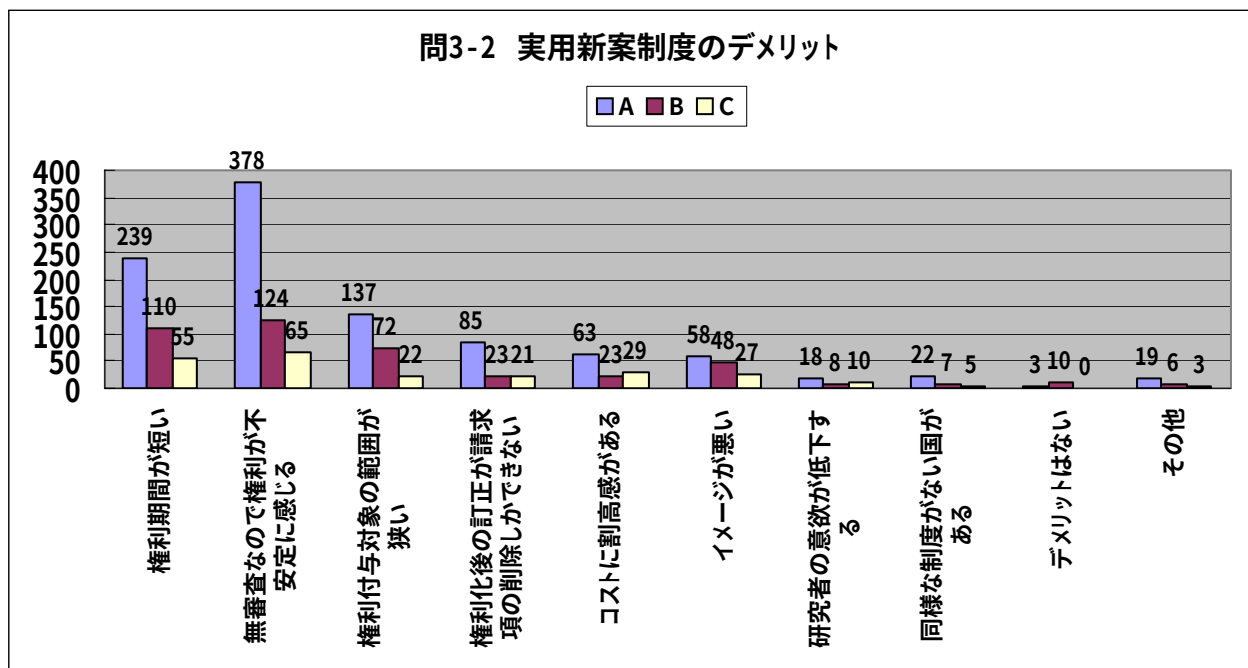
問 3-1 実用新案制度のメリット(複数回答可)

	A	B	C
1登録までの期間が短い	194	126	44
2登録に係る手続きが簡易	96	105	30
3コストが特許に比べて低い	59	74	31
3a(出願料、評価[審査]請求料、登録料が特許に比べて安い)	38	36	22
3b(弁理士費用が特許に比べて安い)	12	24	11
3c(拒絶理由通知がなく、その応答をする必要がないため)	10	17	11
4小発明でも権利が得られる	76	94	49
5無効理由があっても権利登録がされる	28	29	13
6メリットはない	182	31	11
7その他	7	4	5
(無回答)	12	32	18



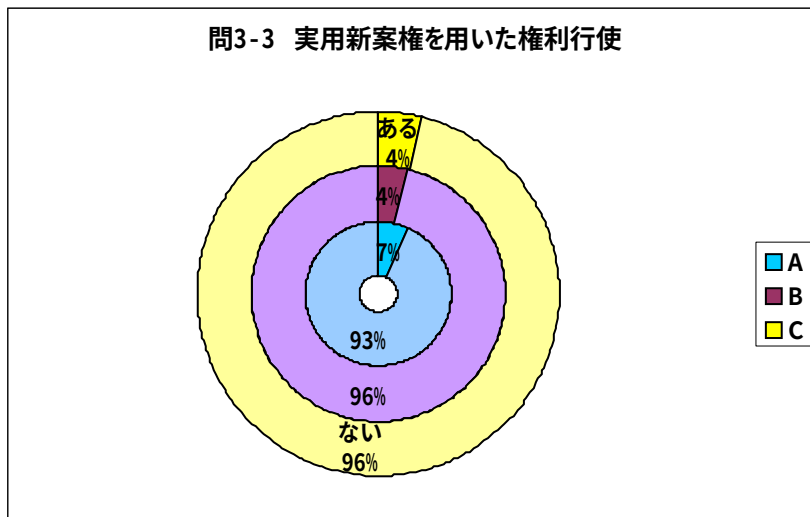
問3-2 実用新案制度のデメリット(複数回答可)

	A	B	C
1権利期間が短い	239	110	55
2無審査なので権利が不安定に感じる	378	124	65
3権利付与対象の範囲が狭い	137	72	22
4権利化後の訂正が請求項の削除しかできない	85	23	21
5コストに割高感がある	63	23	29
5a(出願料 評価 審査 請求料 登録料が特許に比べて割高感がある)	19	5	17
5b(弁理士費用が特許に比べて割高感がある)	18	9	14
5c(無審査登録制度なのに審査登録制度の特許に比べて割高感がある)	25	6	13
6イメージが悪い	58	48	27
7研究者の意欲が低下する	18	8	10
8同様な制度がない国がある	22	7	5
9デメリットはない	3	10	0
10その他	19	6	3
(無回答)	8	36	18



問3-3 実用新案権を用いた権利行使

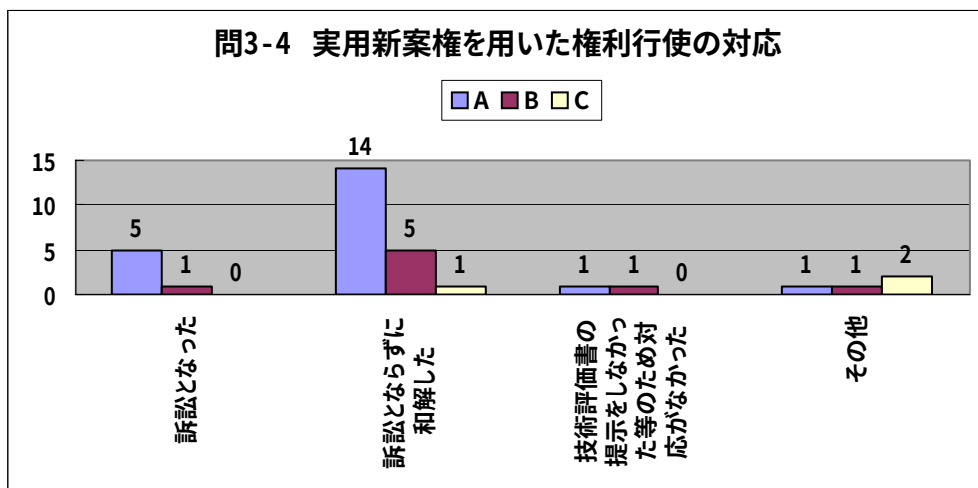
	A		B		C	
1ある	29	7%	8	4%	3	4%
2ない	402	93%	220	96%	77	96%
(無回答)	2		14		16	
計	431	100%	228	100%	80	100%



問3-4 実用新案権を用いた権利行使の対応(複数回答可)

	A	B	C
1訴訟となった	5	1	0
2訴訟とならずに和解した	14	5	1
3技術評価書の提示をしなかった等のため対応がなかった	1	1	0
4その他	1	1	2
(無回答)	8	0	0

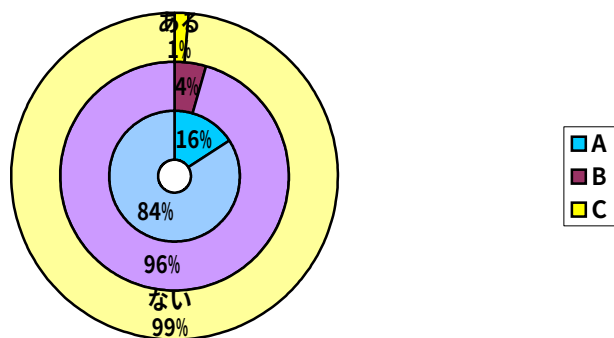
※問3-3において、「1. 有る」と答えた方のみを対象



問3-5 実用新案権を用いた被権利行使

	A		B		C	
1ある	68	16%	10	4%	1	1%
2ない	360	84%	217	96%	75	99%
(無回答)	5		15		20	
計	428	100%	227	100%	76	100%

問3-5 実用新案権を用いた被権利行使

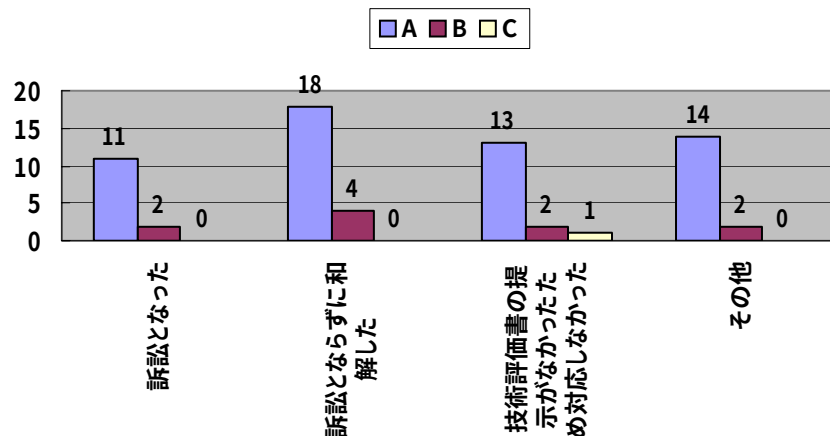


問3-6 実用新案権を用いた被権利行使の対応(複数回答可)

	A	B	C
1訴訟となった	11	2	0
2訴訟とならずに和解した	18	4	0
3技術評価書の提示がなかったため対応しなかった	13	2	1
4その他	14	2	0
(無回答)	12	0	0

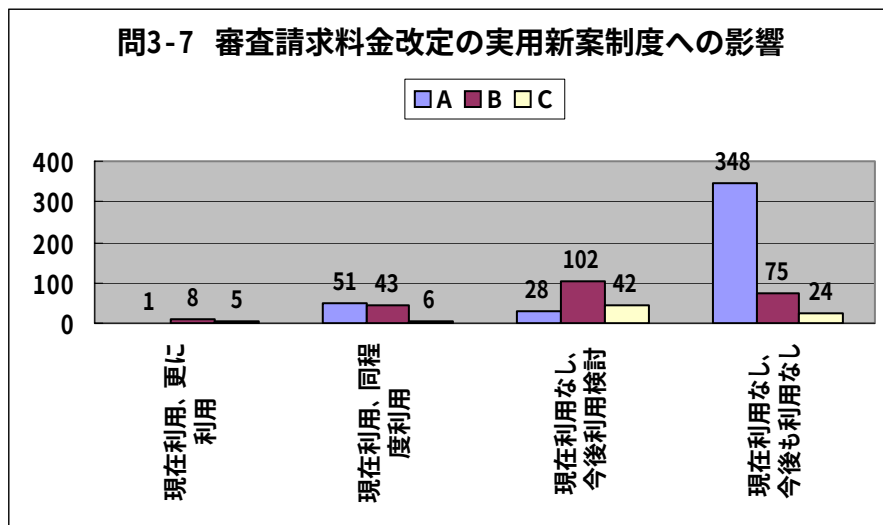
※問3-5において、「1. 有」と答えた方のみを対象

問3-6 実用新案権を用いた被権利行使の対応



問3-7 審査請求料金改定の実用新案制度への影響

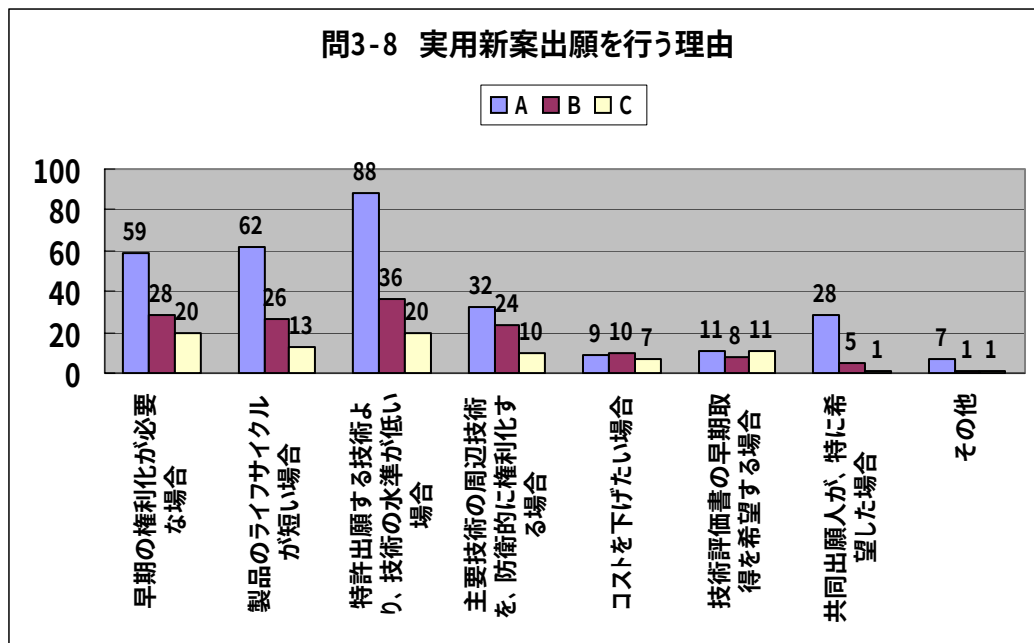
	A		B		C	
1現在利用、更に利用	1	0%	8	4%	5	6%
2現在利用、同程度利用	51	12%	43	19%	6	8%
3現在利用なし、今後利用検討	28	7%	102	45%	42	55%
4現在利用なし、今後も利用なし	348	81%	75	33%	24	31%
(無回答)	5		14		19	
計	428	100%	228	100%	77	100%



問3-8 実用新案出願を行う理由(複数回答可)

	A	B	C
1 早期の権利化が必要な場合	59	28	20
2 製品のライフサイクルが短い場合	62	26	13
3 特許出願する技術より、技術の水準が低い場合	88	36	20
4 主要技術の周辺技術を、防衛的に権利化する場合	32	24	10
5 コストを下げたい場合	9	10	7
6 技術評価書の早期取得を希望する場合	11	8	11
7 共同出願人が、特に希望した場合	28	5	1
8 その他	7	1	1
(無回答)	282	179	69

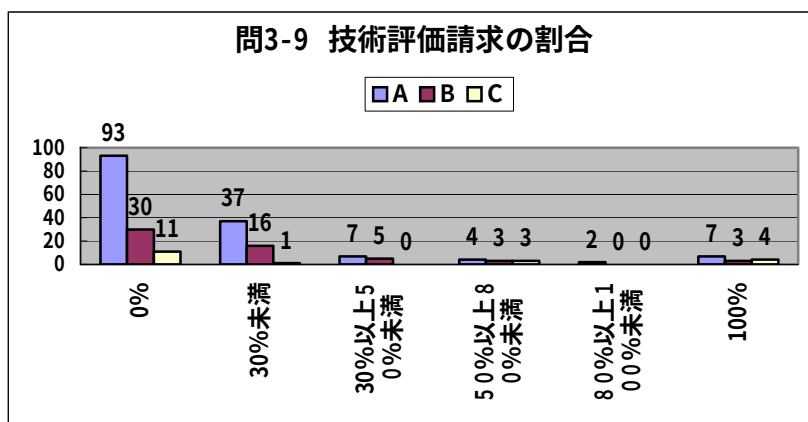
※平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-9 技術評価請求の割合

	A		B		C	
10%	93	62%	30	53%	11	58%
230%未満	37	25%	16	28%	1	5%
330%以上50%未満	7	5%	5	9%	0	0%
450%以上80%未満	4	3%	3	5%	3	16%
580%以上100%未満	2	1%	0	0%	0	0%
6100%	7	5%	3	5%	4	21%
(無回答)	283		185		77	
計	150	100%	57	100%	19	100%

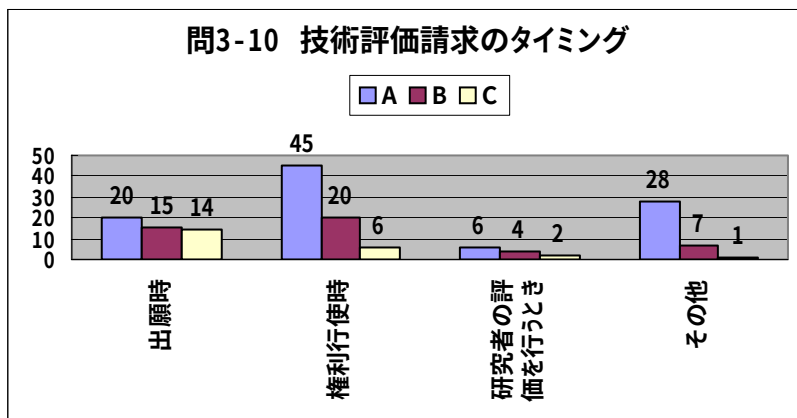
※平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問3-10 技術評価請求のタイミング(複数回答可)

	A	B	C
1出願時	20	15	14
2権利行使時	45	20	6
3研究者の評価を行うとき	6	4	2
4その他	28	7	1
(無回答)	343	196	77

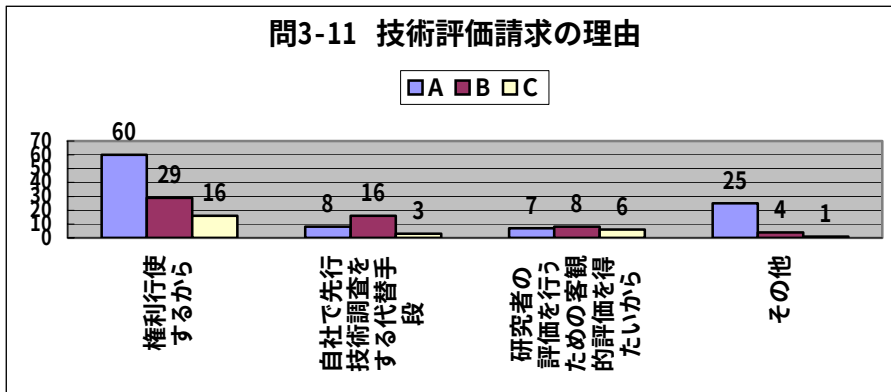
※平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問 3-11 技術評価請求の理由(複数回答可)

	A	B	C
1権利行使するから	60	29	16
2自社で先行技術調査をする代替手段	8	16	3
3研究者の評価を行うための客観的評価を得たいから	7	8	6
4その他	25	4	1
(無回答)	342	197	75

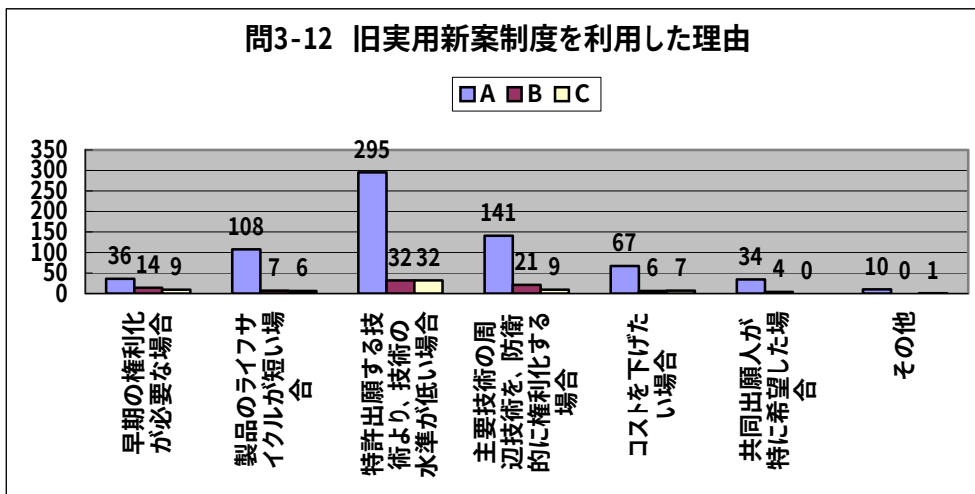
※平成5年改正後実用新案を出願した方のみを対象



問 3-12 旧実用新案制度を利用した理由(複数回答可)

	A	B	C
1早期の権利化が必要な場合	36	14	9
2製品のライフサイクルが短い場合	108	7	6
3特許出願する技術より、技術の水準が低い場合	295	32	32
4主要技術の周辺技術を、防衛的に権利化する場合	141	21	9
5コストを下げたい場合	67	6	7
6共同出願人が特に希望した場合	34	4	0
7その他	10	0	1
(無回答)	98	194	61

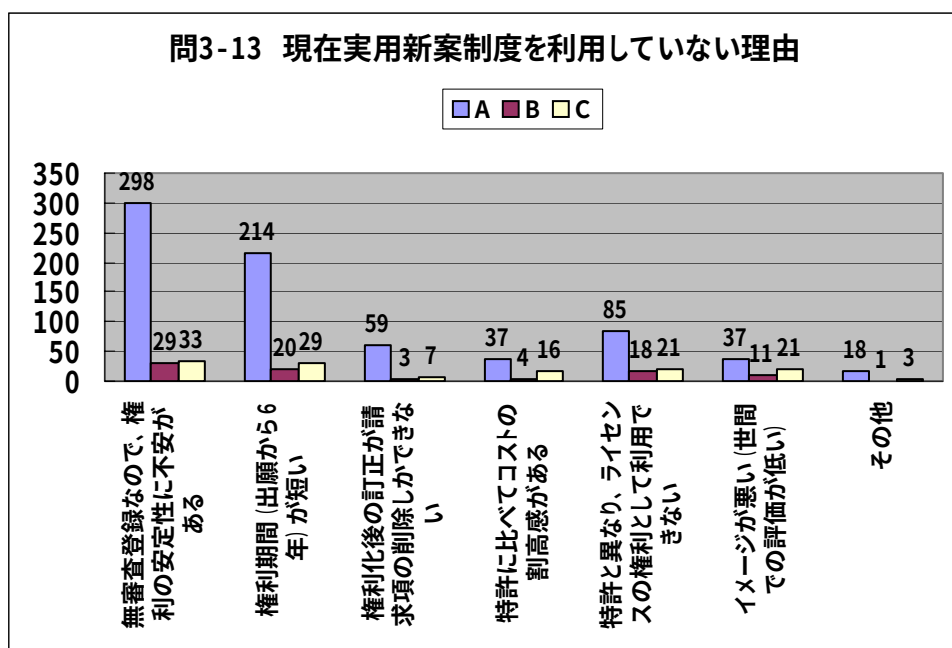
※平成5年改正前実用新案を出願していた方のみを対象



問3-13 現在実用新案制度を利用していない理由(複数回答可)

	A	B	C
1無審査登録なので、権利の安定性に不安がある	298	29	33
2権利期間(出願から6年)が短い	214	20	29
3権利化後の訂正が請求項の削除しかできない	59	3	7
4特許に比べてコストの割高感がある	37	4	16
5特許と異なり、ライセンスの権利として利用できない	85	18	21
6イメージが悪い(世間での評価が低い)	37	11	21
7その他	18	1	3
(無回答)	111	202	57

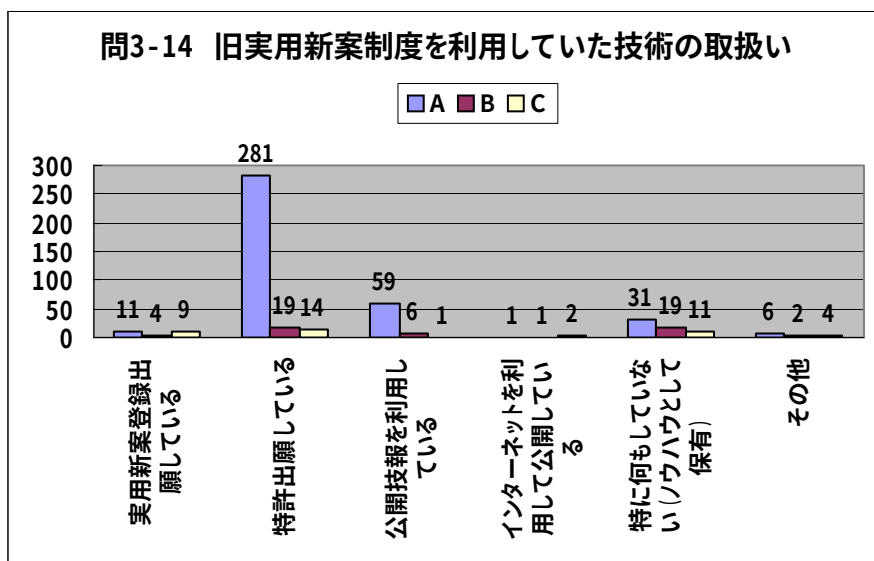
※平成5年改正前実用新案出願と比較して現在の実用新案出願件数が減少した方のみを対象



問3-14 旧実用新案制度を利用していた技術の取扱い(複数回答可)

	A	B	C
1 実用新案登録出願している	11	4	9
2 特許出願している	281	19	14
3 公開技報を利用している	59	6	1
4 インターネットを利用して公開している	1	1	2
5 特に何もしていない(ノウハウとして保有)	31	19	11
6 その他	6	2	4
(無回答)	109	197	61

※平成5年改正前実用新案を出願していた方のみを対象

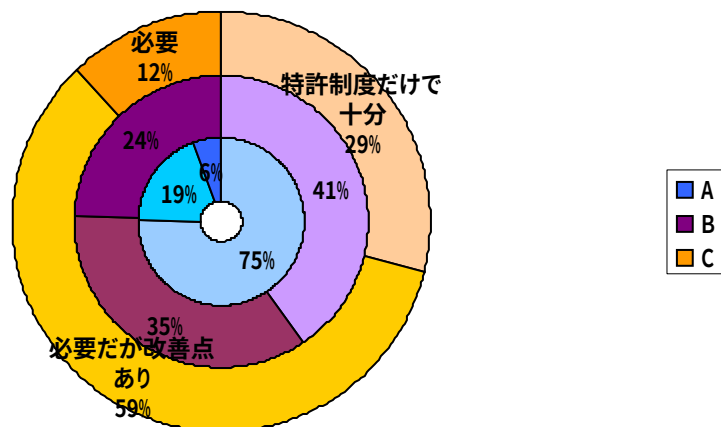


4. 今後の実用新案制度の在り方について

問 4-1 特許制度と実用新案制度の併存について

	A		B		C	
1特許制度だけで十分	321	75%	90	41%	21	29%
2必要だが改善点あり	81	19%	78	35%	43	59%
3必要 (無回答)	24	6%	54	24%	9	12%
計	426	100%	222	100%	73	100%

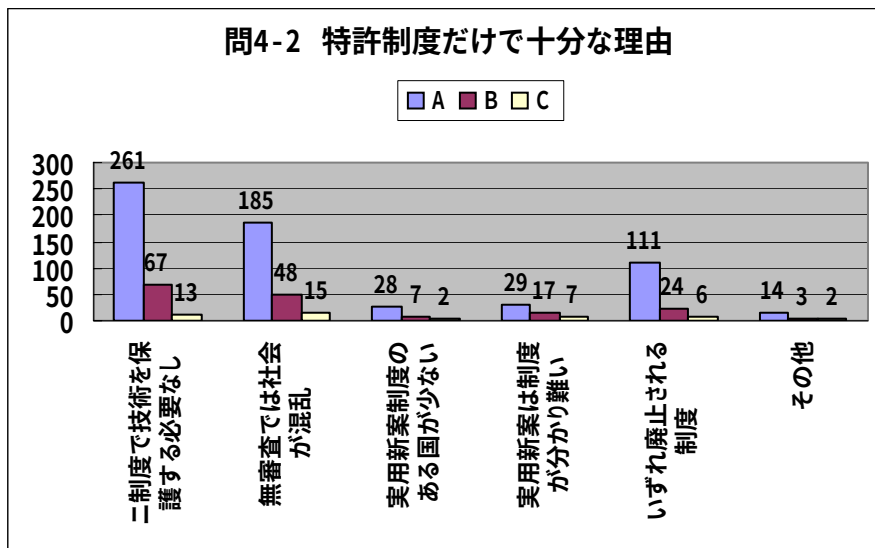
問4-1 特許制度と実用新案制度の併存について



問 4-2 特許制度だけで十分な理由(複数回答可)

	A	B	C
1 二制度で技術を保護する必要なし	261	67	13
2 無審査では社会が混乱	185	48	15
3 実用新案制度のある国が少ない	28	7	2
4 実用新案は制度が分かり難い	29	17	7
5 いずれ廃止される制度	111	24	6
6 その他	14	3	2
(無回答)	4	0	0

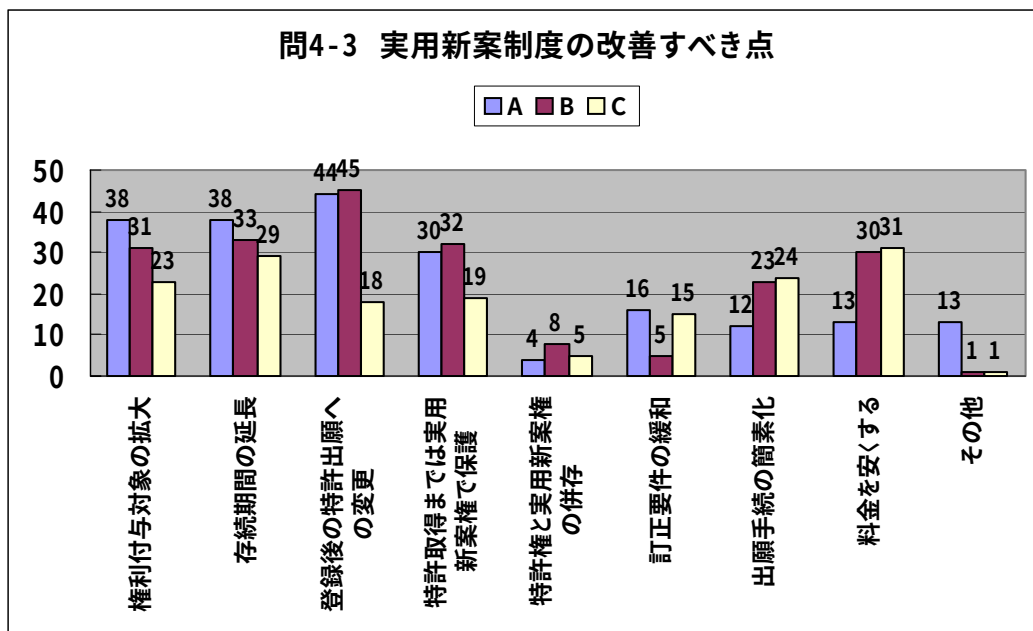
※問 4-1 において、「1」と答えた方のみを対象



問4-3 実用新案制度の改善すべき点(複数回答可)

	A	B	C
1権利付与対象の拡大	38	31	23
2存続期間の延長	38	33	29
3登録後の特許出願への変更	44	45	18
4特許取得までは実用新案権で保護	30	32	19
5特許権と実用新案権の併存	4	8	5
6訂正要件の緩和	16	5	15
7出願手続の簡素化	12	23	24
8料金を安くする	13	30	31
9その他	13	1	1
(無回答)	2	2	2

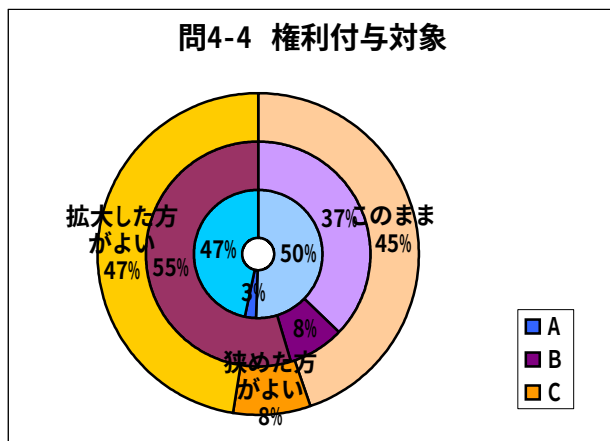
※問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-4 権利付与対象

	A		B		C	
1このまま	39	51%	28	37%	17	45%
2狭めた方がよい	2	3%	6	8%	3	8%
3拡大した方がよい	36	47%	41	55%	18	47%
(無回答)	4		3		5	
計	77	100%	75	100%	38	100%

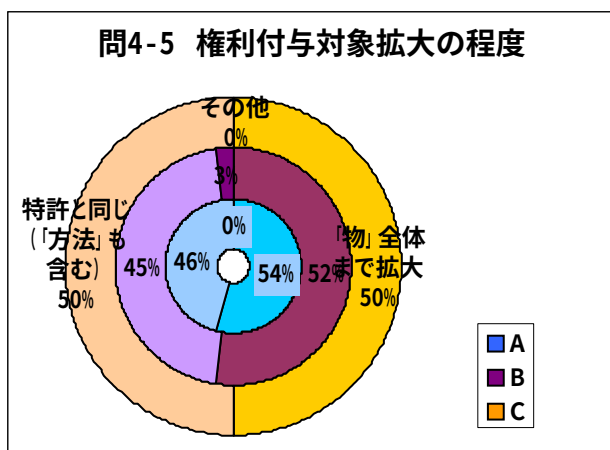
※問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-5 権利付与対象拡大の程度

	A		B		C	
1「物」全体まで拡大	19	54%	21	53%	9	50%
2特許と同じ(「方法」も含む)	16	46%	18	45%	9	50%
3その他	0	0%	1	3%	0	0%
(無回答)	1		1		0	
計	35	100%	40	100%	18	100%

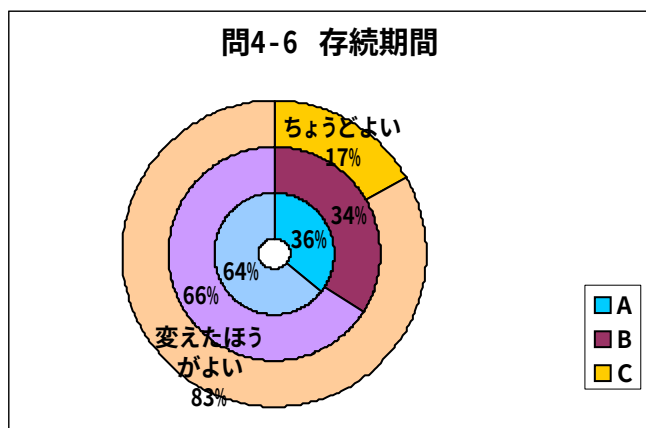
※問4-4において、「3」と答えた方のみを対象



問4-6 存続期間

	A		B		C	
1 ちょうどよい	28	36%	26	34%	4	17%
2 変えたほうがよい (無回答)	50	64%	50	66%	20	83%
	3		2		2	
計	78	100%	76	100%	24	100%

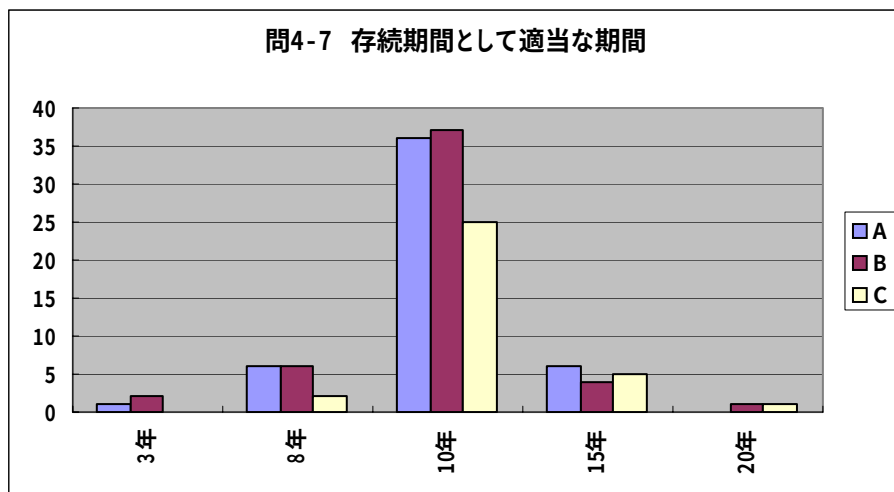
※問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問4-7 存続期間として適当な期間

	A		B		C	
13年	1	2%	2	4%	0	0%
28年	6	12%	6	12%	2	6%
310年	36	73%	37	74%	25	76%
415年	6	12%	4	8%	5	15%
520年	0	0%	1	2%	1	3%
(無回答)	1		0		0	
計	49	100%	50	100%	33	100%

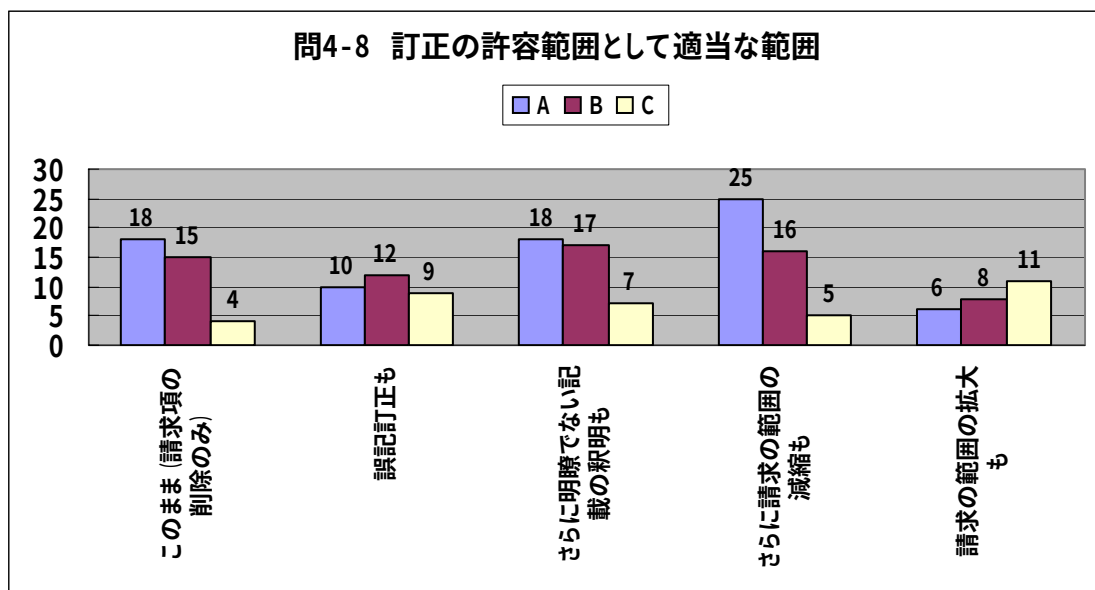
※問4-6において、「2」と答えた方のみを対象(33件)



問4-8 訂正の許容範囲として適当な範囲

	A		B		C	
1 このまま (請求項の削除のみ)	18	23%	15	22%	4	11%
2 誤記訂正も	10	13%	12	18%	9	25%
3 さらに明瞭でない記載の釈明も	18	23%	17	25%	7	19%
4 さらに請求の範囲の減縮も	25	32%	16	24%	5	14%
5 請求の範囲の拡大も	6	8%	8	12%	11	31%
(無回答)	4		10		7	
計	77	100%	68	100%	36	100%

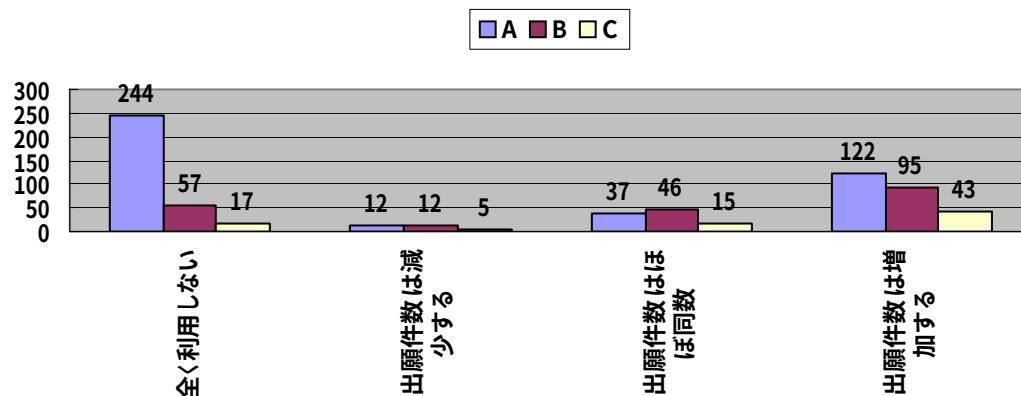
※問4-1において、「2」と答えた方のみを対象



問 4-9 実用新案制度が改正されたら利用するか

	A		B		C	
1 全く利用しない	244	59%	57	27%	17	21%
2 出願件数は減少する	12	3%	12	6%	5	6%
3 出願件数はほぼ同数	37	9%	46	22%	15	19%
4 出願件数は増加する	122	29%	95	45%	43	54%
(無回答)	18		32		16	
計	415	100%	210	100%	80	100%

問4-9 実用新案制度が改正されたら利用するか



問 4-10 実用新案制度改正の特許出願件数への影響

	A		B		C	
1 影響なし	300	72%	128	62%	34	45%
2 特許出願件数は減少	96	23%	43	21%	28	37%
3 特許出願件数は増加	19	5%	36	17%	14	18%
(無回答)	18		35		20	
計	415	100%	207	100%	76	100%

問4-10 実用新案制度改正の特許出願件数への影響

